越谷市高齢者施設等の従事者等に対する抗原定性検査キット購入補助金交付実施要領Ｑ＆Ａ

令和４年８月３日現在

※今後、高齢者施設等からの質問を適宜追加します

Ｑ　１	今回の頻回検査は必ず実施しなければならないのか。	Ａ　１	今回の頻回検査の実施は義務ではなく、あくまでも各高齢者施設等の判断により実施いただくものとなります。 ただし、感染経路に関しては、外部からの持ち込みが多いことからも、本補助金を活用いただき、感染拡大防止に努めていただきたい。
Ｑ　２	検査キットは、抗原検査であれば何でも補助対象となるのか。 また、PCR検査キットは補助対象となるのか。	Ａ　２	抗原検査のキットに関しては、薬事承認されたものを対象としています。したがって、抗原定量検査キットなどは対象となりません。対象となるキットに関しては、別添、厚生労働省HPで公開されているキットをご確認願います。 なお、PCR検査に関しても、今回の補助金の趣旨が速やかに検査結果がわかる抗原検査に主眼をおいているため、補助対象とはなりません。
Ｑ　３	実施要領２－（４）でいう「国で示すガイドライン」とは何か。	Ａ　３	厚生労働省ホームページに掲載の「一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について」「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」などです。
Ｑ　４	実施要領２－（５）のなお書きにある「抗原定性検査キットを消費税込みの金額で購入し、領収書等に消費税抜きの金額表示がない場合は、消費税分を割り返した金額のうち、１円未満を切り捨てた金額を抗原定性検査キット単価とする。」というのは、いくらの単価になるのか。	Ａ　４	例えば、抗原定性検査キットを消費税込み単価1,500円で購入したが、領収書等に税抜き価格が表示されていない場合は、 1,500円　÷　1.1　≠　1,363円　となることから、1,363円が単価となります。 なお、消費税抜き表示がある場合は、そちらを優先します。
Ｑ　５	当事業所は、ケアマネ１人で行っている居宅介護支援事業所であるが、抗原定性検査キット１箱２０セット入りを税込み３０，０００円で購入した（１セット当たり、税込み１，５００円）。 検査計画に従い、週２回、連続８週間検査をした場合、１６セット使用することとなるが、１箱分（２０セット分）は補助対象にならないのか。	Ａ　５	実施要領２－（４）で記載のとおり、本補助は頻回検査のために使用した抗原定性検査キットに係る購入費となります。 このため、使用していない又は報告等がないものは、補助対象とはなりません。 左記質問に関し、税込み価格しか表示されていない場合の補助額は、実施要領２－（５）のなお書きに基づき、 1,500円　÷　1.1　≠　1,363円 1,363円　×　１人　×　８週　×　週２回　＝　21,808円 21,808円が補助となります。
Ｑ　６	対象経費（補助金）に消費税を含めないのは何故か。	Ａ　６	今回の補助金の交付にあたっては、一定の条件があるものの事業者側が購入した抗原定性検査キットに対する補助金となります。 一般的に、事業者は、課税売上に係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を税務署に納付することとなります。 一方、自治体の補助金は非課税売上扱いとなりますが、仮に補助金に消費税相当分が含まれていた場合、非課税扱いとなった部分の消費税相当分が、本来の目的に使用されないまま、支給される可能性があります。 このため、本市の他の補助金交付にあたっては、交付の条件として消費税及び地方消費税の確定申告後、遅くとも補助事業完了年度の翌々年度の６月末までに仕入控除税額に係る報告を本市にすることとし、返還が生じる場合には、本市に返還することとなります。 各事業者の中には、課税対象でない事業者や簡易課税方式等の理由により、仕入控除税額の対象とならない事業者もあるかとは思います。 しかしながら、現下の感染拡大に速やかに対応するためには、免税事業者等に対する申請方法と課税事業者に対する申請方法に差異を設ける方式を検討することや、一律消費税込みで補助金を交付した場合のその後の報告に関する方法などを検討する時間的余裕が不足していたことのほか、本市、事業者双方の事務負担を鑑みた結果、本補助金には消費税を含めないものとしております。

Ｑ　7	実施要領２－（６）でいう対象抗原定性検査キットとは具体的には何を指すか。	Ａ　7	厚生労働省ホームページに掲載の「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報内の「２．抗原検査法」に記載されているもののうち、「検査法」欄に「抗原検査法（定性）」「抗原検査法（簡易キット）」と記載されているものが対象となります。 「抗原検査法（定量）」は対象外となります。
Ｑ　8	抗原定性検査キットは、今回の補助金交付申請前に購入したものであっても、補助金の対象となるのか。	Ａ　8	お見込みのとおり。 別添に記載されている薬事承認を受けた抗原定性検査キットであれば、補助金交付申請前に購入したものであっても補助金の対象となります。ただし、補助金が支給されるための頻回検査自体は交付申請ののち交付決定を受けてからでないと補助金の対象とならないため、ご注意願います。
Ｑ　9	抗原定性検査キットを購入すれば、補助金が交付されるのか。	Ａ　9	本補助金は、国からの要請に応じて実施するものであります。 国は、現下の新型コロナウイルス感染症拡大防止として頻回検査の実施を求めており、本市においてもこれに応える形で集中的実施計画を策定、併せて計画の実効性を担保する補助要領を制定しました。 このため、単に検査キットを購入したかかり増し経費に対する補助ではなく、実際に検査を行い、報告いただくことが補助金交付の大前提となります。 したがいまして、①各施設において検査計画を策定、②薬事承認された抗原定性検査キットを用い定期的に検査を実施、③その検査結果を毎週本市に報告することが求められます。これらを行ってはじめて補助金が交付されますのでご留意願います。
Ｑ　10	抗原定性検査キットを用いて検査を実施すれば、補助金が交付されるのか。	Ａ　10	補助金は、その性格上、まず本市に申請手続きを行い、交付決定を受けたのちに実施したものでなければ対象となりません。 したがいまして、本市に申請手続きを行ったとしても、交付決定の前に実施した検査は補助の対象外となります。この点ご留意いただき、検査を予定している場合は、速やかに申請手続きを行ってください。
Ｑ　11	当施設では、市からの補助金事業実施前から定期的に抗原定性検査キットを用いて検査を実施している。これらは補助金の対象とはならないのか。	Ａ　11	上記回答のとおり、補助の対象外です。
Ｑ　12	市へ交付申請書を提出した場合、どのくらいの期間で交付決定が行われるのか。	Ａ　12	各事業所で計画する検査に支障がないよう、適正な申請書を介護保険課で受理した後は、可能な限り速やかに交付することとします。 ただし、申請内容等に不備がある際は、補正をお願いすることとなるため、検査計画に間に合わなくなる可能性があることをご了知おきください。
Ｑ　13	実施要領３－（２）に規定する申請書の提出方法は。	Ａ　13	原則、介護保険課へのメールによる申請とします。 なお、送信の際はメールアドレスの打ち間違えがないよう、十分ご注意願います。
Ｑ　14	実施要領３－（２）のなお書きに規定する一括申請とは、どのようなものか。	Ａ　14	介護保険課で配布している「越谷市内の介護保険サービスを提供する施設・事業所一覧　2022年〇月現在」を参照してもらい、例えば「キャンベルホーム」さんでは、「居宅介護支援」「通所介護」「短期入所生活介護」「介護老人福祉施設（特養）」をサービス提供していることから、これらのサービスに従事している人数を積算し、法人より一括して申請いただくものです。 詳細は、別添（記入例）をご参照願います。
Ｑ　15	８月6日に交付申請はしているが、8月10日時点でまだ交付決定を受けていないと仮定した場合、8月7日に実施した頻回検査は補助の対象となるか。	Ａ　15	上記回答と同様、補助の対象外です。 あくまでも補助交付決定通知の日付と同日以降に実施したものが補助対象となります。
Ｑ　16	現在、薬事承認された抗原定性検査キットを一定数保管している。当施設では、従事者１００人、週２回、８週にわたっての検査計画を計画しているが、保管しているキット数ではまかなうことはできない。 この場合、計画上は従事者１００人、週２回、８週で提出し、キットに関しては、その都度、買い足す方法でも補助の対象となるか。	Ａ　16	左記、事例に関しても補助の対象となります。 なお、最終的に検査キットを購入することができなかったとしても、検査計画に基づいて実施した分は補助対象とします。

Ｑ 17	上記質問のように抗原定性検査キットを一定数確保している場合、一旦、検査計画として例えば、単価1,000円、従事者１００人、週２回、８週で提出したものの、検査キットを確保出来ず、７週しか出来なかった場合、補助の対象となるのか。 また、単価1,000円のものを揃えることは出来ないが、単価1,300円（又は900円）のものが用意できる場合は、補助対象となるのか。	Ａ 17	申請時において提出した検査計画であれば、検査キットの確保が困難な場合、実際に実施した分を補助対象とします。 なお、単価が変動した場合も理由を問わず補助対象としますが、単価が申請時よりも上昇する場合は、必ず変更申請書を提出し、本市より変更承認を受けた場合でないと補助対象としませんのでご注意ください。
Ｑ 18	検査計画に関して、一の週に１回のみの検査であってもよいか（補助対象とするか）。 また、必ず８週連続して実施しなければ補助対象としないのか。	Ａ 18	本補助金の趣旨からすれば、当課としては、出来る限り一の週に２回、連続して８週の検査を実施いただきたい。 しかしながら、各高齢者施設側の事情、各従事者の都合、また抗原定性検査キットの確保等を考慮すれば、左記質問に対し柔軟に対応する必要があります。したがいまして、８週連続して各週２回の検査を実施したもののみを、補助対象とするのではなく、極端な例としては、一の週に１回のみ実施で計画終了とした場合であっても補助対象とします。 ただし、事務手続き上の点からも、連続した週のみを補助対象とし、例えば一の週に２回検査するとしても２週連続して実施したのち、間をあけて３週連続して実施するような検査計画は補助対象としません。この場合、検査計画として認めるのは２週或いは３週のいずれかの連続して実施したもののみとします。
Ｑ 19	検査計画に関して、検査する週は、事業者側で設定してよいのか。例えば、体制が整わない当の理由で８月6日の週から実施するのではなく、極端な例として9月3日の週から実施するとしても補助対象とするか。	Ａ 19	お見込みのとおり。 なお、９月3日の週から開始するとしても、8週実施する必要性はなく、各施設の実情に応じて連続した期間（週）、実施したものを補助対象とします。
Ｑ 20	検査計画に関して、連続８週実施する予定でいるが、例えば奇数の週（回）は１回、偶数の週（回）は２回とする検査計画は補助対象とするか。	Ａ 20	補助対象とはしない。 検査計画において、は各週１回或いは２回のいずれかを設定し、実施していただきたい。 なお、下記の回答のとおり、例えば週２回の検査計画を提出していたものの、結果として１回しかできなかった場合は補助対象とします。 また、週１回の検査計画を提出していたものが、週２回になる場合には、必ず変更申請書を提出し、変更決定を受けたものでないと補助の対象となりませんのでご注意ください。
Ｑ 21	検査計画に関して、一の週２回検査するものとして提出をした。 しかしながら、ある週において、大多数の従事者は２回検査したが、一部、１回しか検査できない従事者がいた場合、この者たちは補助の対象となるか。また、１回できなかった分を翌週に持ち越し、３回実施することは可能か。	Ａ 21	検査計画において、一の週に２回検査するものとして提出をしているのであれば、都合により１回しか検査できなかったとしても補助の対象とします。 ただし、左記質問（また書き以降の部分）にあるような持ち越し検査は対象外となります。
Ｑ 22	検査計画に関して、毎週日曜日と水曜日に検査する計画を提出した。 しかしながら、ある週において日曜日と水曜日の従事者の出勤数が極端に少ないことが判明した場合、前後にずらす（例：月曜日と木曜日）対応は可能か。	Ａ 22	できる限り、検査計画にそって対応いただきたいところですが、施設側の都合により前後する場合は、柔軟な対応を「可」とします。 なお、この場合における検査報告の仕方に関しては、別紙２（記入例）をご参照いただきたい。
Ｑ 23	検査計画に関して、週２回実施する場合、例えば月曜日と火曜日、或いは水曜日と木曜日といった連続して実施することは可能か。	Ａ 23	本事業の趣旨を考慮すれば、定期的かつ定点的に頻回検査をすることが求められているため、相応の理由或いはやむを得ない事情がある場合は認めますが、理由等に合理性がなく、単に連続して実施した方が効率がいいといった理由などでは認められません。
Ｑ 24	検査計画に関して、都合により検査計画表の第３週の金曜日、８月２６日からでないと開始することができない（しかし、一の週の実施回数は２回とし、８週連続で検査したい）ため、第３週は１回しか検査ができない。 この場合、第３週を１週目とし、９週目にあたる第１１週を１回だけ検査するとした検査計画は可能か。	Ａ 24	不可となります。 この場合、開始週を第４週にずらしてご対応いただくか、若しくは１週目（開始週）の第３週は１回のみの検査とし、２週目の第４週から８週目の第１０週まで２回検査をする計画としてご対応願います。
Ｑ 25	検査の対象者は、当施設に出入りする職員（従事者）であれば、全て対象となるのか。 また、当施設以外でもダブルワークで別の高齢者施設に勤務している者もいるが、重複も検査対象に含めてしまってよいか。	Ａ 25	施設に勤務する職員（従事者）であれば、その職種、雇用形態は問いません。ただし、単に食事を配送する人、或いは施設に設置してある自動販売機の商品を補充する人は対象外となります。 なお、ダブルワークなど、いくつかの高齢者施設或いは高齢者施設と障がい者施設を重複して勤務する方の検査に関しては、重複して検査することを「可」としておりますので、重複を理由として対象外とする必要はありません。

Ｑ 26	当施設としては、頻回検査を実施したいと考えているが、従事者全員が実施しないと補助金の対象とならないのか。	Ａ 26	今回の補助金に係る頻回検査は、義務ではなくあくまでも任意によるものです。 したがいまして、各施設の従事者全員が参加しないと補助金の対象にはならないというものではございません。
Ｑ 27	実施要領３－（４）－①に規定する毎週報告する検査報告書の提出方法は。	Ａ 27	原則、介護保険課へのメールによる報告書の提出とします。 なお、送信の際はメールアドレスの打ち間違えがないよう、十分ご注意願います。
Ｑ 28	実施要領３－（４）－②に記載されている従事者からの同意は、どのような同意を得ればよいか。	Ａ 28	同意に関しての書類の書式等、特に本市で定めているものではありませんが、最低限、「検査することの承諾」「検査結果が陽性陰性問わず、氏名、検査結果などの情報を市へ報告する」ことは記載しておく必要があると考えております。 なお、口頭による同意確認に関しては、実施要領上、市からの求めに応じその証する書類を提出又は閲覧等させることとしていることから、認められません。このような事例が発覚した場合は、実施要領５－（１）により決定の取り消しを行う場合があります。
Ｑ 29	実施要領３－（５）に規定する変更申請書の提出方法は。	Ａ 29	原則、介護保険課へのメールによる変更申請書の提出とします。 なお、送信の際はメールアドレスの打ち間違えがないよう、十分ご注意願います。
Ｑ 30	当施設では、従事者の入れ替わりが頻繁にある。このような場合の検査計画における対象者人数はどのように積算すればよいのか。	Ａ 30	交付申請及び検査計画の提出にあたりましては、あくまでもその時点の対象者人数を記載し、補助金額を積算してください。 なお、質問にもあるとおり、従事者の増減は、どの施設においても想定されることは認識しております。 このため、人員の増減に関しては、一の週の検査の際に、交付申請及び検査計画提出時よりも人員が増となる場合は、変更申請により変更承認を受けてください。一方人員が減となる場合は、変更申請は不要です。 例：対象人数１００人、４週連続して検査を実施ｓる検査計画 （変更申請が必要な場合） １週目、２週目は人員の入れ替わりがない、或いは退職者が５名、新規採用が３名であれば、総計９８名のため変更申請は不要 （変更申請が必要な場合） １週目に人員の入れ替わりはなかったが、２週目に入り、退職者が５名、新規採用が８名であれば、総計１０３名のため、検査計画の１００名を上回るため変更申請が必要
Ｑ 31	検査報告に関しては、毎週月曜日に前週の検査結果を報告しなければならないのか。全検査終了後、まとめて報告することは可能か。	Ａ 31	当該補助金は、集中的実施計画と関連しており、国から検査した施設数、検体数、陽性の有無の報告が毎週求められております。 したがって、真にやむを得ない事情（例えば、施設内でクラスターが発生し、感染拡大終息を第一優先とするなど）がないにも関わらず、毎週の検査報告を怠る、或いはまとめて報告することはできません。 なお、本市からの指示（催告）を行ってもなお、報告書の提出がない場合は、実施要領５－（１）に基づき、決定の取り消しを行う場合があります。
Ｑ 32	検査の結果、陽性判定が出た場合の対応はどのようにするべきか。	Ａ 32	本検査において陽性判定が出たとしても、医師による確定診断が必要となります。 このため、頻回検査において陽性判定が出た際は、嘱託医、かかりつけ医等に速やかに連絡を行い、その後の対応を協議してください（確定診断があって、はじめて保健所に医師より発生届が提出されます）。
Ｑ 33	実施要領４－（１）に規定する実績報告の提出方法は。	Ａ 33	原則、介護保険課へのメールによる実績報告書の提出とします。 なお、送信の際はメールアドレスの打ち間違えがないよう、十分ご注意願います。
Ｑ 34	実績報告書は、事業が終了する１０月２８日後でないと提出できないのか。	Ａ 34	各施設において定めた検査計画が終了した時点で提出いただけます。 例えば、検査計画に基づき、頻回検査が９月9日で終了したのであれば、9月9日後に提出いただけます。

Q 35	連続して８週頻回検査を実施する場合、毎週、補助金を交付することは可能か。	A 35	実施要領上、完了払いとしていることから、検査計画に基づく全頻回検査が終了後、実績数の応じて補助金を交付することとなります。
Q 36	実績報告書に添付する従事者名簿（別紙３）には、検査した全ての氏名及び検査回数を記載しなければならないのか。	A 36	検査した全ての氏名及び検査回数を記載しなければなりません。 なお、人員の増減に変化があった場合でも、全ての対象者の氏名、検査回数を記載し、提出してください。
Q 37	領収書の写しに抗原定性検査キット名が記載さていない場合に添付が求められている明細書、請求書、納品書の写しのいずれにも、抗原定性検査キット名が明記されていない場合はどうするのか。	A 37	左記のような場合には、実際に使用した抗原定性検査キットの（製品名が確認できる）写真を添付してください。
Q 38	実施要領４－（３）に規定する請求書の提出方法は。	A 38	原則、介護保険課へのメールによる請求書の提出とします。 なお、送信の際はメールアドレスの打ち間違えがないよう、十分ご注意願います。 また、委任状の添付が必要な場合、委任状の原本は窓口又は郵送による提出とします。
Q 39	請求にあたって、請求者と振込口座名義人が異なる場合に求められている委任状に関し、請求者の押印（代表者印）は必ず押印していなければならないのか。	A 39	委任にあたっては、必ず請求者の押印が必要となります。
Q 40	記載方法等の例を示してもらえるか。	A 40	別添（記入例）をご参照願います。